

研修参加報告

日本共産党 向田聡

「市民講座」2023 統一地方選の課題を考える講座

研修目的

地方自治体の財政状況が厳しくなっていく中で、公共サービスが削減され、外部への委託や民営化の流れが全国各地の自治体で行われてきているが、サービス後退の問題や住民自治住民参加の機会が奪われるなどの問題も起こってきている。そういう中で、今一度公共サービスの在り方や自治体の役割は何か考え、議員としてできる役割について学んでいく。

研修概要

研修年月日	講座テーマ	講師
2023年 2月21日(火)	自治体民営化を考える	尾林芳匡氏 弁護士

主催：自治体問題研究所

研修方法：Zoom 録画

研修概要報告

1. 自治体民営化を考える

講師 尾林 芳匡 氏 (弁護士)

概要

1. 我が国の自治体民営化

民営化のあらまし - PFI 法の経過 制度の相互関係 地方自治体 独立行政法人 営利企業 NPO (形態の比較) 市場化テスト (不公正な競争) 経済的な特徴 民営化が進むと、消費購買力・所得税収が減少、利益が本社へ

2. PFI とは

民間の資金やノウハウにより公共施設の建設と調達を行う法律 問題点 財政難のもとでも施設建設推進・自治体の関与と住民の立場の後退・自治体と大企業との癒着雄恐れ・事故等の損失の負担・結局は経費負担増大 事例 増加の鈍化と増加策としての相次ぐ法改正 (2015 年さらなる公共サービスの産業化への法改正) 5 公共サービス「産業化」の柱としての PFI PFI 導入をめぐる問題 2018 年 PFI 法改正 工夫の例 - 地元事業者が参入できるよう配慮 会計検査院 PFI 報告書 (2021 年 5 月) 2022 年 PFI を止める例が相次ぐ 2022 年 PFI 法改正案 国の支援をさらに継続する

3. 公の施設の指定管理者制度

2003 年地方自治法 244 の 2 の改正 - 営利法人にも可能に 問題 住民サービス低下・癒着・雇用問題等問題は広がっている 政府の方針としての歯止め コストカット、官製ワーキングプアを問題視、公共サービス確保、法令遵守、雇用・労働条件への配慮など その後の動き 指定の時だけ議論、きめ細かな議論がなされていない、住民のための施設という認識を取り戻すべき

4. 地方独立行政法人

自治体とは別の法人 交付金を減らすことが目的、自治体リストラの法改正 問題点 - 住民サービス後退の恐れ・住民自治住民参加の後退・議会関与の後退空洞化・職員労働者の身分保障と権利の剥奪 事例 最近の動向 法改正がされる

5. その他

特区 構造改革特区・総合改革特区・国家戦力特区 市場化テスト 公務職場の偽装請負 - 例えば、学校給食・窓口業務・図書館カウンター業務など

6. 各分野の動向（杜撰な実態）

保育分野 学童保育 介護分野 体育施設 都市公園・再開発事業と公有地活用 図書館 - 直営に戻す所あり 学校給食 公立病院 - 2022年3月公立病院経営強化ガイドラインにより一部見直し 試験研究機関 公共交通 - 高額な運賃高級車両、公共サービスとして正しい方法でない 窓口業務 偽装請負不可避、非効率 包括的外部委託 財政負担回避策、十分注意必要

7. 推進されてきた公有地での営利事業

各地の主だった事例の紹介

8. 水道の民営化広域化を考える

水道とは 2018 水道法改正 水道事業の改善にならない・広域化で地域の実情に合わない計画の恐れ・民営化で営利本意に変質の恐れ 民営化・広域化の事例

9. 自治体の公共サービスの民営化を考える視点

地域住民の願いは公務・公共サービスの充実 公共サービス5つの視点 専門性科学性・人権保障と法令遵守・実質的平等性・民主性・安定性が必要 世界の動向 多様な目民共同で新自由主義脱却の兆し

所 感

- ・1990年代終わりころから地方自治体で公共サービスの民営化・アウトソーシングを進めるための新しい法制度が生まれた。それがPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律・1999年）だが、その後数回に及ぶ改正を経て、最新の改正は2022年である。民間活用によって、結局その利益は民間企業に流れるのだが、無原則にならないように一定の歯止めをかけようということで、2009年公共サービス基本法ができ、各自治体でも公契約条例が制定された。しかし、その後の改正や様々は特区法、地方独立行政法人法、水道法などで、民間企業のための国の支援策（規制緩和策など）が続いている。一方、国の会計検査院から、「PFI事業」で国の機関に改善を求める報告書（2021年）も出ており、債務不履行なども含んだ問題も数多く指摘され、再発防止に向けた改善が求められている。行政や議会のチェックが弱くなっている現実があるという指摘があったが、安易な民間へのサービス移行とならないよう、また、指定管理などになったとしても、自治体がきちんとチェックすることができるような仕組みを構築しておくことが必要であると改めて認識させられた。
- ・PFI法によって民間企業へ事業が移動していく形として、指定管理者制度や地方独立行政法人や特区制度などさまざまな形態があり進められているが、さまざまな問題点も指摘されている中で、唯一評価された官民連携の事業として、岩手県紫波町の「オガールプロジェクト」の例を挙げられた。ここは、数年前、総務企画委員会の行政視察で訪れた場所でもあったの

で、改めて、その取り組みの良さを再認識させられた（駅前の町有地 10.7 ヘクタールをホテル、バレーボール専用体育館、図書館、カフェ、直産マルシェが入居する施設等があるところで、年間 80 万人が訪れている場所）。それは、公民連携基本計画を策定し、事業が企業本位で進められなかったこと、施設建設でも、町内産木材をふんだんに使われていること、地域の資源、地域・県内事業者の最大限の利活用に努め成功しているというものである。いったん民間事業者が、自治体の事業に参入し、採算が合わなくなったから、利益が上がらなくなったからと言って、自治体から無責任に撤退するということが起こらないよう計画段階からきちんとした連携の構想を持つことが大切であることを認識しておくべきである。

- ・水道の民営化・広域化についても警鐘を鳴らされた。水道は、水を人の飲用に適する水として供給する施設であり、生活と健康に欠かせないものとして、自治体、国の責任を明記している（水道法 1 条・2 条・憲法 25 条 2 項公衆衛生。下水道も下水道法 1 条・3 条）。ところが 2018 年水道法改正がなされ、民営化・広域化の流れが生まれてきているが、問題点として、水道事業の課題の改善にはならない 広域化で地域の实情に合わない計画の恐れ 民営化で営利本意に変質の恐れがあるなどの指摘があった。各地の民営化・広域化の事例の紹介もあったが、住民の反対運動なども起こっているということである。また、ヨーロッパなどでの再公営化された例の紹介もあった。今後十分注意を払っておきたい。
- ・最後に話された自治体の公共サービスの民営化を考える視点は、自治体がやろうとしていることが本当に地域住民の願いに沿った改革になるのかを考える上で非常に参考になる視点だと感じた。地域住民の願いは、あくまでも公務・公共サービスの充実であり、切り捨てではないことを肝に銘じ、公共サービスに 専門性・科学性があるか 人権保障と法令遵守がなされているか 実質的平等性があるか 民主性があるか 安定性があるかを見極め判断しなければならないということである。世界では、再公営化の動き（インソーイング）が起こっているという事例の紹介があった。多彩な国民共同の運動で新自由主義脱却の兆しとしてとらえることができるという話は、今後日本でもアウトソーイングの方向の見直しも出てくるのではないかと期待を感じさせる。しかし、日本での市民運動や労働運動、住民自治意識の弱さを考えると、今の流れを食い止める力があるのかと訝る気持ちにもなるが、議員には、住民の声を十分聞き、住民サービスの後退にならないよう、住民と一緒に積極的に行政へ働きかけをしていかなければならない役割があるのだということを改めて認識した。